

# 山梨英和大学学則

2001年 7月13日 制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の信仰に基づき広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、知的、道徳的及び応用的諸能力を展開させ、もって国際的視野に立つよりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

## 第2章 組織

(学部・学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

人間文化学部 人間文化学科

(学部の教育研究目的)

第3条の2 人間文化学部は、人間と文化の領域に関する教育研究を通して、主体的に自己を表現できる創造性豊かな教養人の育成を目的とする。

(学科の学生定員)

第3条の3 人間文化学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
人間文化学部	人間文化学科	155 人	10 人	640 人

(大学院)

第3条の4 本学に、次の大学院を置く。

大学院 人間文化研究科 臨床心理学専攻

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(教育研究施設)

第4条の2 本学に、次の教育研究施設を置く。

心理臨床センター

2 前項に規定する施設の規程は、別に定める。

### 第3章 教職員組織・教授会

#### (職員組織)

第5条 本学に、次の教職員を置く。

学長、副学長、教授、准教授、助教、事務職員、技術職員及びその他必要な職員

- 2 前項に規定するもののほか、学長が必要と認めた場合、専任講師を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

#### (特別任用教員)

第5条の2 本学に、特別任用教員を置くことができる。

- 2 特別任用教員に関する規則は、別に定める。

#### (客員教員等)

第5条の3 本学に、客員教員及び客員研究員を置くことができる。

- 2 客員教員等に関する規則は、別に定める。

#### (名誉教授)

第5条の4 本学に名誉教授の称号を設けることができる。

- 2 名誉教授に関する規程は、別に定める。

#### (事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

#### (職務)

第6条の2 教職員の職務は、学校教育法及び本学で定める規程による。

#### (教授会)

第7条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、次の者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師
- (4) 助教

- 3 教授会に関する規程は、別に定める。

#### (大学経営協議会等)

第7条の2 本学に山梨英和大学経営協議会及び山梨英和大学運営評議会を置く。

- 2 山梨英和大学経営協議会及び山梨英和大学運営評議会に関する規程は、別に定める。

### 第4章 学年・学期及び休業日

#### (学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を2学期又は4学期に分ける。

2学期

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

4学期

1学期(第1クォーター)及び2学期(第2クォーター)

4月1日から9月23日までの間で別に定める。

3学期(第3クォーター)及び4学期(第4クォーター)

9月24日から翌年3月31日までの間で別に定める。

2 必要がある場合は、学長は前項の規定にかかわらず、学期(前期又は後期若しくは各クォーター。以下同じ。)の区分を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) クリスマス 12月25日

(4) 夏季休業 8月6日から9月23日まで

(5) 冬季休業 12月22日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第5章 学部通則

(修業年限及び在学年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学又は再入学により入学した学生は、入学後の修業年限の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を認めることがある。

(入学資格)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者  
（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの  
（2年次転入学）

第14条 本学の2年次に転入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に1年以上在学し、22単位以上を修得した者
- (3) 本学において、個別の入学資格審査により、前2号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、19歳に達したもの  
（3年次転入学）

第14条の2 本学の3年次に転入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、46単位以上を修得した者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程に14年以上在学し、所定の学修の成果を有する者
- (5) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号から第4号までに規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、20歳に達したもの

2 本学に3年次転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に選考のうえ、入学させることができる。

（3年次編入学）

第14条の3 本学の3年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者

- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号から第4号までに規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、20歳に達したもの  
(入学の出願)

第15条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 外国人留学生として本学への入学を志願する者については、別に定める。
- 3 出願の時期、方法及び書類等については、募集要項等に定める。

(入学者の選考)

第16条 第13条、第14条、第14条の2及び第14条の3の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 第13条、第14条、第14条の2及び第14条の3の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、教授会の意見を聴き、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。ただし、入学辞退の申出があった者及び入学式を正当な理由なく欠席した者については、入学の許可を取り消すものとする。

## 第6章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により、3箇月以上修学することができない者は、学長の許可を得て前期又は後期の各学期末まで休学することができる。

- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することができないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年を超えて延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第11条第2項に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学日は、原則として各学期（前期又は後期）の初日とする。

(転学)

第21条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、転学願いを提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第22条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、留学願いを提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第11条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第11条第2項に定める在学期間を超えた者
- (2) 第19条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）又は在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第24条の2 学長は、前条第3号により除籍された者が、未納の授業料等又は在籍料を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上復籍を許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第24条の3 学長は、病気その他の事由により退学又は除籍した者が再入学を希望し再入学許可願を提出したとき、教授会の意見を聴き、再入学を許可することができる。

- 2 再入学は、学期の始めからこれを行う。
- 3 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱いについては、別に定める。
- 4 再入学の学費については、別に定める。

## 第7章 教育課程・履修方法

(授業科目)

第25条 授業科目を基礎科目、領域専門科目、領域科目（ゼミ）及びオープン科目に区分する。

2 授業科目の履修方法及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第25条の2 削除

(図書館司書資格の取得)

第25条の3 図書館司書の所要資格を取得しようとする者は、第25条に規定するもののほか、図書館法及び同施行細則の定めるところにより、別表第3に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 図書館司書資格取得に関する必要な事項については、別に定める。

(日本語教師養成課程科目)

第25条の4 日本語教師養成課程の科目を履修しようとする者は、第25条に定めるもののほか、別表第4に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修すべき科目及び単位数については、別に定める。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、36週にわたることを原則とする。

(単位数の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、別表第1に定める当該科目の単位数とする。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績の評価)

第29条 学習成績の評価は、A、B、C、D、Fをもって示し、D以上を合格とする。

2 評価に関する事項は、別に定める。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、文部科学大臣が別に定める学修、及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、本学で修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での学修の許可)

第32条 前2条に定める学修を希望する本学学生は、履修又は学修願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で学修したものの取扱い)

第33条 本学以外で学修したものと単位の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)、文部科学大臣が別に定める学修及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、編入学、再入学及び転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

## 第8章 卒業、学位及び進級

(卒業要件)

第35条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、所定の授業科目について124単位以上を修得しなければならない。

2 第30条、第31条及び第34条の規定により修得した単位は、前項に定める卒業要件単位に含めることができる。

3 第13条、第14条、第14条の2及び第14条の3の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業)

第36条 学長は、前条の卒業の要件を満たした者について、教授会の意見を聴き、卒業を認定する。

(学位)

第37条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、教授会の意見を聴き、学士(人間文化)の学位を授与する。

(卒業延期)

第37条の2 卒業の要件を満たした者が卒業時期の延期を希望するときは、学長はこれを許可することができる。

2 卒業延期について必要な事項は、別に定める。

(進級要件)

第37条の3 2年次終了時に規定の要件全てを満たしていない場合は、3年次へ進級することができない。



2 進級要件について必要な事項は、別に定める。

(公認心理師受験資格)

第37条の4 公認心理師受験資格を取得しようとする者は、所定の公認心理師受験資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、第35条の規定により卒業し、省令で定める期間の実務経験を経た者又は大学院において省令で定める科目を履修した者とする。

2 公認心理師受験資格に必要な授業科目及び単位数並びに公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目(経過措置の基準に該当する学部及び大学院開設科目)への対応科目等については、別に定める。

第9章 外国人留学生、科目等履修生、委託生、特別聴講生及び研究生

(外国人留学生)

第38条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者については、選考のうえ、外国人留学生として留学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第39条の2 公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本学の学生の教育研究に支障を来さない範囲において、その者を選考のうえ、委託生として受託することがある。

2 委託生の資格は、第13条に規定する者とする。

3 前項に定めるもののほか、委託生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第40条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可する。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第10章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料等の金額)

第42条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費（以下「入学検定料等」という。）並びに在籍料の金額は、別表第5のとおりとする。

2 前項のほか、特定の授業科目を履修する場合は、必要に応じ個々に定める経費を別途徴収することがある。

（授業料等の納付）

第43条 授業料等は、年額とし、年額をⅠ期及びⅡ期の納付期に等分し、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、学長がやむを得ない事由があると認めるときは、延納を許可することがある。

2 外国人留学生（私費外国人留学生、交換留学生及び推薦留学生）の学費及び本学学生の留学（交換留学、推薦留学及び単位認定留学）期間中の学費並びに科目等履修生、委託生及び研究生の納付金については、別に定める。

3 その他納付に関して必要な事項は、別に定める。

（納付した入学検定料等）

第44条 納付した入学検定料等は返還しない。ただし、別に定める期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった者の授業料等については、この限りではない。

（学期途中の復学等の場合の授業料等）

第45条 学期の途中で復学したときは、復学日の属する4学期制における応当学期を復学日とみなし、授業料等を所定の期日までに次のとおり納付しなければならない。

（1）1学期又は3学期に復学した場合 Ⅰ期又はⅡ期納付授業料等の全額

（2）2学期又は4学期に復学した場合 Ⅰ期又はⅡ期納付授業料等の半額

（学年の途中で卒業する場合の授業料等）

第46条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期分までの授業料等を納付しなければならない。

（休学の場合の在籍料）

第47条 在籍料は、年額とし、休学を許可され又は命ぜられた者は、授業料等の納付に準じ、年額をⅠ期及びⅡ期の納付期に等分し、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、退学したときは、返還しない。

2 Ⅰ期又はⅡ期授業料等納付後に休学した場合は、在籍料を超える授業料等額を次期の授業料等納付期の授業料等又は在籍料に充当することができる。ただし、退学、除籍等の場合、在籍料を超える納付した授業料等は、返還しないものとする。

3 前項の場合、休学日が4学期制における応当学期が2学期又は4学期となるときは、納付した授業料等の半額に在籍料の四分の一額を加えた額を超える授業料等額を次期の授業料等納付期の授業料等又は在籍料に充当することができる。退学、除籍等の場合、在籍料を超える納付した授業料等は、返還しないものとする。

4 休学と復学が同一学期（前期又は後期若しくは1学期、2学期、3学期又は4学期）内である場合の授業料等は、前項の規定にかかわらず第45条に定める授業料等とする。この場合、既に納付した在籍料は、当該納付期の授業料に充当することができる。

（退学、除籍及び停学の場合の授業料）

第48条 学期の途中で退学し又は除籍された者の授業料等又は在籍料は、当該学期の属する学費等納付期分を徴収する。この場合、1学期又は3学期で退学又は除籍された者についても同様とする。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

（特別聴講生の学費）

第48条の2 特別聴講生の学費については、別に定める。

（授業料の免除及び徴収の猶予）

第49条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部を免除、貸与又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞罰

（表彰）

第50条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第51条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、別に定めるものの他次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）学業成績が不良で卒業見込がないと認められた者

（2）性行不良で改善の見込みがないと認められた者

（3）正当な理由がなくて出席常でない者

（4）本学の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者

（5）外国人留学生で在留期限が切れた者又は在留資格更新が不許可となった者

4 学生の懲戒に関する事項は、別に定める。

## 第12章 奨学制度

（奨学制度）

第52条 奨学のため、次の制度を設ける。

（1）給費生

災害、その他家庭の経済状況急変により就学困難な者に対し、給費生として採用し、給付金を給付する。

(2) 奨学生

修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学生として採用し、奨学金を給付又は貸与する。

2 前各号の制度に関する詳細は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第14章

(改正)

第54条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、理事会の議を経なければならない。

(細則その他)

第55条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年5月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 別表第5において規定するセンター利用入試入学検定料は、2003年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第24条の2において規定する復籍は、平成15年度中に除籍となった者から適用する。
- 3 平成16年3月31日に在学する者については、改正後の第29条及び別表第1の規定（ただし、キャリアデザイン、教育学及び心理学概論の授業科目を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者に係る教育課程は、改正後の第25条、第25条の2別表第2、第25条の3別表第3及び第25条の4別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第25条の5別表第5に定める科目及び単位は、平成19年度の1年次及び3年次に入学する者から適用する。
- 4 第42条において規定する入学検定料の額は、平成19年度の入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。（第25条関係）

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。（第5条他関係）

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第25条の2別表第2に定める「教育制度論」、「教育課程論」及び「教職実践演習」は、平成22年度の1年次及び3年次に入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の再入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者については、改正前の第25条の4及び別表第4の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 別表第5において規定する教育充実費は、平成25年度の1年次入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者並びに平成28年度2年次転入生及び平成28年度、平成29年度3年次編・転入生に係る授業科目等は、改正後の第25条から第25条の4及び第29条並びに別表第1から別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。（第3条の3関係）

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。（在籍料関係）

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。（7条の2、37条2、別表関係）
- 2 2018年3月31日に在学する者並びに2018年度2年次転入生及び2018・2019年度3年次編・転入生に係る授業科目等は、改正後の別表第1（「英語圏短期留学」を除く。）、別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年1月25日から施行する。（第43条関係）
- 2 この学則施行の際現に留学の許可を受けている者に関しては、この学則の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。（第5条の4、第6の2関係）

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。（別表第1関係）
- 2 改正後の別表第1中の展開ゼミナールⅠ及び展開ゼミナールⅡの授業科目は、2019年3月31日に第2年次又は第3年次若しくは第4年次に在学する者の教育課程には適用しない。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。（図書館司書関係）
- 2 令和2年3月31日に在学する者に係る図書館司書資格取得に関する授業科目の履修方法及び単位数等については、改正後の第25条及び第25条の3、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。（第25条、日本語教師養成課程関係）
- 2 令和2年3月31日に在学する者並びに令和2年度2年次転入生並びに令和2年度及び令和3年度3年次編・転入生に係る教育課程・履修方法等（日本語教員養成課程の科目を含む。）については、改正後の第25条、第25条の4、別表第1（「心理実習Ⅰ」及び「心理実習Ⅱ」を除く。）及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。（第12条、入学の時期関係）

附 則

この学則は、令和4年1月28日から施行する。（第37条の2、卒業延期関係）

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者並びに令和4年度2年次転入生及び令和4年度、令和5年度3年次編・転入生に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目

別表第2 削除

別表第3 図書館司書に関する科目

別表第4 日本語教師養成に関する科目

別表第5 入学検定料等

別表第1

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
基礎科目				
キリスト教概論1	2			
キリスト教概論2	2			
人間文化学	2			
基礎ゼミナール1	2			ゼミ
基礎ゼミナール2	2			ゼミ
展開ゼミナール1	2			ゼミ
展開ゼミナール2	2			ゼミ
ICTスキル1	2			
ICTスキル2	2			
英語1a	2			教員主導型
英語1b	2			学習者中心型
英語1c	2			教員主導型
英語1d	2			学習者中心型
英語2a		2		
英語2b		2		
英語2c		2		
英語2d		2		
英語3a		2		
英語3b		2		
英語4a		2		
英語4b		2		
ドイツ語1		2		
ドイツ語2		2		
フランス語1		2		
フランス語2		2		
中国語1		2		
中国語2		2		
中国語3		2		
中国語4		2		
韓国語1		2		
韓国語2		2		
韓国語3		2		
韓国語4		2		
日本語スキル1	2			
日本語スキル2	2			
日本語1a		2		留学生対象科目(必修)
日本語1b		2		留学生対象科目(必修)
日本語1c		2		留学生対象科目(必修)
日本語1d		2		留学生対象科目(必修)
日本語2a		2		留学生対象科目
日本語2b		2		留学生対象科目
日本語2c		2		留学生対象科目
日本語2d		2		留学生対象科目
日本語3a		2		留学生対象科目
日本語3b		2		留学生対象科目
日本語3c		2		留学生対象科目
日本語3d		2		留学生対象科目
日本語演習1		2		留学生対象科目
日本語演習2		2		留学生対象科目
ビジネス日本語1		2		留学生対象科目



ビジネス日本語2		2		留学生対象科目
サービスラーニング		2		
山梨学Ⅰ	2			
山梨学Ⅱ		2		
アジア短期留学Ⅰ		2		
アジア短期留学Ⅱ		3		
カナダ中期留学		10		
インターンシップ		2		
英語圏短期留学Ⅰ		2		
英語圏短期留学Ⅱ		2		
多文化共生論		2		
領域専門科目（サイコロジカル・サービス）				
心理学概論Ⅰ	2			公認心理師受験資格科目
心理学概論Ⅱ		2		公認心理師受験資格科目
公認心理師の職責		2		公認心理師受験資格科目
知覚・認知心理学Ⅰ		1		公認心理師受験資格科目
知覚・認知心理学Ⅱ		1		公認心理師受験資格科目
学習・言語心理学Ⅰ		1		公認心理師受験資格科目
学習・言語心理学Ⅱ		1		公認心理師受験資格科目
教育心理学		2		
発達心理学		2		公認心理師受験資格科目
社会・集団・家族心理学Ⅰ		1		公認心理師受験資格科目
社会・集団・家族心理学Ⅱ		1		公認心理師受験資格科目
臨床心理学概論		2		公認心理師受験資格科目
感情・人格心理学Ⅰ		1		公認心理師受験資格科目
感情・人格心理学Ⅱ		1		公認心理師受験資格科目
心理学的支援法Ⅰ		2		公認心理師受験資格科目
福祉心理学		2		公認心理師受験資格科目
健康・医療心理学		2		公認心理師受験資格科目
人体の構造と機能及び疾病		2		公認心理師受験資格科目
心理学統計法		2		公認心理師受験資格科目
心理学研究法		2		公認心理師受験資格科目
心理学実験		2		公認心理師受験資格科目
心理学データ分析演習Ⅰ		1		
心理学データ分析演習Ⅱ		1		
心理的アセスメント		2		公認心理師受験資格科目
心理演習Ⅰ		2		公認心理師受験資格科目
心理演習Ⅱ		2		公認心理師受験資格科目
Psychology in English		2		
神経・生理心理学		2		公認心理師受験資格科目
障害者・障害児心理学		2		公認心理師受験資格科目
心理学的支援法Ⅱ		2		公認心理師受験資格科目
教育・学校心理学		2		公認心理師受験資格科目
司法・犯罪心理学		2		公認心理師受験資格科目
産業・組織心理学		2		公認心理師受験資格科目
精神疾患とその治療		2		公認心理師受験資格科目
関係行政論		2		公認心理師受験資格科目
コミュニティワーク		2		
心理実習Ⅰ		1		公認心理師受験資格科目
心理実習Ⅱ		2		公認心理師受験資格科目
領域専門科目（グローバル・スタディーズ）				
世界の文化	2			
ヨーロッパの社会と文化		2		
アジアの社会と文化		2		
民族と社会Ⅰ		2		

民族と社会Ⅱ		2		
宗教と思想		2		
英語学概論		2		
英語の文法		2		
英語音声学		2		
日本語学概論		2		
日本語表現論		2		
日本語表現演習		2		
日本の文学		2		
日本文学史		2		
日本文化論		2		
音楽史・音楽学		2		
舞台芸術論		2		
経済学Ⅰ		2		
経営学Ⅰ		2		
社会学		2		
ジェンダー論		2		
人間と文明		2		
社会言語学		2		
Globalization and Culture I		2		
Globalization and Culture II		2		
Presentations in English		2		
Business English		2		
日本語の文法		2		
日本語文法研究		2		
日本語の音声		2		
日本語教育概論		2		
日本語教授法1		2		
現代の日本語		2		
近現代文学論		2		
現代文化論		2		
児童文学講読		2		
創作と表現		2		
経済学Ⅱ		2		
経営学Ⅱ		2		
人的資源論		2		
マーケティング論		2		
国際交流論		2		
国際関係論		2		
Global Issues		2		
Public Speaking and Debating in English		2		
日本語教授法2		2		
日本語教授法演習（実習含む）		2		
現代芸術論		2		
表象文化論		2		
比較文化・思想論		2		
地域研究・実践論		2		
グローバル経済論		2		
グローバル経営論		2		
領域専門科目（メディア・サイエンス）				
データサイエンス1	2			
データサイエンス2		2		
プログラミングⅠ		2		
プログラミングⅡ		2		
メディアサイエンス概論		2		

ネットワークとセキュリティ		2		
情報数理Ⅰ		2		
情報数理Ⅱ		2		
データアナリティクスⅠ		2		
データアナリティクスⅡ		2		
知的財産権と情報倫理		2		
コンピュータシステムⅠ		2		
メディアプロジェクトⅠ		2		
アルゴリズムとデータ構造Ⅰ		2		
アルゴリズムとデータ構造Ⅱ		2		
コンピュータシステムⅡ		2		
プロジェクトマネジメント		2		
ICT English		2		
メディアプロジェクトⅡ		2		
メディア論		2		
メディアサイエンス特講Ⅰ		2		
メディアサイエンス特講Ⅱ		2		
図書館概論		2		司書課程科目
図書館情報技術論		2		司書課程科目
図書館情報資源特論		1		司書課程科目
図書・図書館史		1		司書課程科目
図書館基礎特論		1		司書課程科目
図書館サービス特論		1		司書課程科目
領域専門科目（融合領域科目）				
芸術と心理療法		2		
意思決定論		2		
子どもと文化		2		
高齢者の心理と健康		2		
サービス・サイエンスとCCRC		2		
地域課題研究		2		
領域科目（ゼミ）				
専門ゼミナール1-1	2			ゼミ
専門ゼミナール1-2	2			ゼミ
専門ゼミナール1-3	2			ゼミ
専門ゼミナール1-4	2			ゼミ
専門ゼミナール1-5	2			ゼミ
専門ゼミナール1-6	2			ゼミ
専門ゼミナール1-7	2			ゼミ
専門ゼミナール1-8	2			ゼミ
専門ゼミナール1-9	2			ゼミ
専門ゼミナール1-10	2			ゼミ
専門ゼミナール1-11	2			ゼミ
専門ゼミナール1-12	2			ゼミ
専門ゼミナール1-13	2			ゼミ
専門ゼミナール1-14	2			ゼミ
専門ゼミナール1-15	2			ゼミ
専門ゼミナール1-16	2			ゼミ
専門ゼミナール1-17	2			ゼミ
専門ゼミナール1-18	2			ゼミ
専門ゼミナール1-19	2			ゼミ
専門ゼミナール1-20	2			ゼミ
専門ゼミナール1-21	2			ゼミ
専門ゼミナール1-22	2			ゼミ
専門ゼミナール1-23	2			ゼミ
専門ゼミナール1-24	2			ゼミ

専門ゼミナール1-25	2			ゼミ
専門ゼミナール1-26	2			ゼミ
専門ゼミナール1-27	2			ゼミ
専門ゼミナール1-28	2			ゼミ
専門ゼミナール1-29	2			ゼミ
専門ゼミナール1-30	2			ゼミ
専門ゼミナール2-1	2			ゼミ
専門ゼミナール2-2	2			ゼミ
専門ゼミナール2-3	2			ゼミ
専門ゼミナール2-4	2			ゼミ
専門ゼミナール2-5	2			ゼミ
専門ゼミナール2-6	2			ゼミ
専門ゼミナール2-7	2			ゼミ
専門ゼミナール2-8	2			ゼミ
専門ゼミナール2-9	2			ゼミ
専門ゼミナール2-10	2			ゼミ
専門ゼミナール2-11	2			ゼミ
専門ゼミナール2-12	2			ゼミ
専門ゼミナール2-13	2			ゼミ
専門ゼミナール2-14	2			ゼミ
専門ゼミナール2-15	2			ゼミ
専門ゼミナール2-16	2			ゼミ
専門ゼミナール2-17	2			ゼミ
専門ゼミナール2-18	2			ゼミ
専門ゼミナール2-19	2			ゼミ
専門ゼミナール2-20	2			ゼミ
専門ゼミナール2-21	2			ゼミ
専門ゼミナール2-22	2			ゼミ
専門ゼミナール2-23	2			ゼミ
専門ゼミナール2-24	2			ゼミ
専門ゼミナール2-25	2			ゼミ
専門ゼミナール2-26	2			ゼミ
専門ゼミナール2-27	2			ゼミ
専門ゼミナール2-28	2			ゼミ
専門ゼミナール2-29	2			ゼミ
専門ゼミナール2-30	2			ゼミ
専門ゼミナール3-1	2			ゼミ
専門ゼミナール3-2	2			ゼミ
専門ゼミナール3-3	2			ゼミ
専門ゼミナール3-4	2			ゼミ
専門ゼミナール3-5	2			ゼミ
専門ゼミナール3-6	2			ゼミ
専門ゼミナール3-7	2			ゼミ
専門ゼミナール3-8	2			ゼミ
専門ゼミナール3-9	2			ゼミ
専門ゼミナール3-10	2			ゼミ
専門ゼミナール3-11	2			ゼミ
専門ゼミナール3-12	2			ゼミ
専門ゼミナール3-13	2			ゼミ
専門ゼミナール3-14	2			ゼミ
専門ゼミナール3-15	2			ゼミ
専門ゼミナール3-16	2			ゼミ
専門ゼミナール3-17	2			ゼミ
専門ゼミナール3-18	2			ゼミ
専門ゼミナール3-19	2			ゼミ

専門ゼミナール3-20	2			ゼミ
専門ゼミナール3-21	2			ゼミ
専門ゼミナール3-22	2			ゼミ
専門ゼミナール3-23	2			ゼミ
専門ゼミナール3-24	2			ゼミ
専門ゼミナール3-25	2			ゼミ
専門ゼミナール3-26	2			ゼミ
専門ゼミナール3-27	2			ゼミ
専門ゼミナール3-28	2			ゼミ
専門ゼミナール3-29	2			ゼミ
専門ゼミナール3-30	2			ゼミ
専門ゼミナール4-1	2			ゼミ
専門ゼミナール4-2	2			ゼミ
専門ゼミナール4-3	2			ゼミ
専門ゼミナール4-4	2			ゼミ
専門ゼミナール4-5	2			ゼミ
専門ゼミナール4-6	2			ゼミ
専門ゼミナール4-7	2			ゼミ
専門ゼミナール4-8	2			ゼミ
専門ゼミナール4-9	2			ゼミ
専門ゼミナール4-10	2			ゼミ
専門ゼミナール4-11	2			ゼミ
専門ゼミナール4-12	2			ゼミ
専門ゼミナール4-13	2			ゼミ
専門ゼミナール4-14	2			ゼミ
専門ゼミナール4-15	2			ゼミ
専門ゼミナール4-16	2			ゼミ
専門ゼミナール4-17	2			ゼミ
専門ゼミナール4-18	2			ゼミ
専門ゼミナール4-19	2			ゼミ
専門ゼミナール4-20	2			ゼミ
専門ゼミナール4-21	2			ゼミ
専門ゼミナール4-22	2			ゼミ
専門ゼミナール4-23	2			ゼミ
専門ゼミナール4-24	2			ゼミ
専門ゼミナール4-25	2			ゼミ
専門ゼミナール4-26	2			ゼミ
専門ゼミナール4-27	2			ゼミ
専門ゼミナール4-28	2			ゼミ
専門ゼミナール4-29	2			ゼミ
専門ゼミナール4-30	2			ゼミ
卒業プロジェクト		8		ゼミ
オープン科目				
聖書学		2		
日本文学講読Ⅰ		2		
日本文学講読Ⅱ		2		
英米文学史		2		
英米文学講読		2		
まんが論		2		
情報と職業		2		
美術の表現		2		
造形と制作		2		
演技と発声		2		
健康スポーツ論		2		
スポーツ実技		1		

日本国憲法		2		
漢文学		2		
書道		2		
英会話Ⅰ		2		
英会話Ⅱ		2		
文化観光の英語		2		
企業論		2		
山梨の地場産業		2		
縄文文化と山梨		1		
地域づくりの理論と実践		1		
ローカルツーリズム論		2		
外国語特別演習		2		
特別講義Ⅰ		1		
特別講義Ⅱ		2		
数学の基礎		2		
社会学の基礎		2		
生涯学習概論		2		司書課程科目

別表第2

区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
教職に関する科目	教師論	2			
	教育原理Ⅰ	2			
	教育原理Ⅱ	2			
	教育心理学	2			
	障害者・障害児心理学		2		
	教育制度論	2			
	教育課程論	2			
	国語科指導法Ⅰ	2			
	国語科指導法Ⅱ	2			
	国語科指導法Ⅲ	2			
	国語科指導法Ⅳ	2			
	英語科指導法Ⅰ	2			
	英語科指導法Ⅱ	2			
	英語科指導法Ⅲ	2			
	英語科指導法Ⅳ	2			
	情報科指導法Ⅰ	2			
	情報科指導法Ⅱ	2			
	道德教育論	2			
	特別活動論	2			
	教育方法論	2			
	生徒・進路指導概論	2			
	教育・学校心理学	2			
	教育実習事前・事後指導	1			
	教育実習Ⅰ	2			
	教育実習Ⅱ	2			
	教職実践演習（中・高）	2			

別表第3

区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
司書に関する科目	生涯学習概論	2			
	図書館概論	2			
	図書館制度・経営論	2			
	図書館情報技術論	2			
	図書館サービス概論	2			
	情報サービス論	2			
	児童サービス論	2			
	情報サービス演習Ⅰ	1			
	情報サービス演習Ⅱ	1			
	図書館情報資源概論	2			
	情報資源組織論	2			
	情報資源組織演習Ⅰ	1			
	情報資源組織演習Ⅱ	1			
	図書館情報資源特論			1	2科目2単位 以上選択
	図書・図書館史			1	
	図書館基礎特論			1	
	図書館サービス特論			1	



別表第4

区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
教 育 と 言 語	日本語教育概論	2			8単位以上
	日本語教授法1	2			
	日本語教授法2	2			
	日本語教授法演習（実習含む）	2			
言 語 一 般	日本語学概論	2			8単位以上
	日本語文法研究	2			
	日本語の音声	2			
	日本語表現論		2		
	日本語表現演習		2		
	現代の日本語		2		
	日本語の文法		2		
言 語 と 心 理	知覚・認知心理学Ⅰ		1		2単位以上
	知覚・認知心理学Ⅱ		1		
	学習・言語心理学Ⅰ		1		
	学習・言語心理学Ⅱ	1			
	教育心理学		2		
言 語 と 社 会	社会言語学	2			4単位以上
	多文化共生論		2		
	Globalization and CultureⅠ		2		
	Globalization and CultureⅡ		2		
	民族と社会Ⅰ		2		
	民族と社会Ⅱ		2		
化 社 ・ 会 地 文 域	国際関係論		2		4単位以上
	国際交流論		2		
	日本文化論		2		
	比較文化・思想論		2		

## 別表第5

項 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	33,000円	
センター試験利用入試入学検定料	17,000円	

項 目	金 額	備 考	
学 費	入 学 金	150,000円	
	授 業 料	700,000円	
	教育充実費	340,000円	
	合 計	1,190,000円	

項 目	金 額	備 考
在 籍 料	120,000円	